

暴風・大雨時等における園児の保育について

警報等が発令された場合は、園児の安全のために下記のようにいたします。

暴風警報が発令された場合

○登園する前に、県全域・美濃地方または中濃地域に**暴風警報**が発令されている場合

暴風警報が発令されている場合	園児の安全確保のため、警報が解除されるまで家庭において待機してください。
午前 6 時までに警報が解除された場合	平常どおり保育を行います。
午前 6 時から正午までに警報が解除された場合	解除後 1 時間を経てから当日の保育を行います。 警報が解除になった場合は状況を見て給食を実施しますが、お弁当をお願いする場合があります。
正午を過ぎてから警報が解除された場合	原則休園とします。
警報が解除になっても、道路や橋の流失、土砂崩れ、家屋・樹木の倒壊などで通園道路が危険な場合	登園を見合わせてください。

○登園した後に、県全域・美濃地方または中濃地域に**暴風警報**が発令された場合

台風の接近により暴風警報が発令された場合	保育を中止しますので、お迎えに来てください。
----------------------	------------------------

大雨・洪水・大雪警報が発令された場合

原則、保育を行います。地域状況により道路や河川に危険が生ずると思われる場合は暴風警報に準じます。

地震が発生した場合

園児が保育園に登園する前に発生した場合	テレビ・ラジオ等による情報や余震の程度に注意しながら、判断してください。
	地震の程度に応じて、行政防災無線、電話、連絡網（メール）等を利用してご連絡いたします。
園児が保育園に登園した後に発生した場合	保育園長の指示に従い避難します。
	地震程度により、二次災害も予想されますので安全を確認のうえ、早めにお迎えに来てください。

注意事項

- 1、自宅待機中は園児の安全確保のため危険な場所への立ち入らないよう充分注意してください。
- 2、行政災害無線、テレビ、ラジオ等の情報や市民メールなど十分注意して適切な判断をしてください。